

会議録（平成27年度第4回愛知県事業評価監視委員会）

1 日 時 平成27年11月16日（月） 午後1時30分～午後3時30分

2 場 所 愛知県庁西庁舎7階 第15会議室

3 出席者

（委員）魚住委員、梅原委員、千家委員、田中委員、柘植委員、中村委員

（県建設部）河野建設部技監、下水道課長、港湾課長、道路建設課主幹、建設企画課主幹、河川課課長補佐 他

（県農林水産部）農林検査課主幹 他

4 会議次第

(1)開会

(2)議事

① 第3回委員会 会議録の確認について

② 第3回委員会 審議対象事業の修正評価書の確認について

③ 対象事業の審議

【事前評価】 下水道事業

【再評価】 港湾事業、漁港漁場事業

④ その他

(3)閉 会

1 第3回委員会会議録の確認について

特に意見無し

[結論] 了承する。

2 第3回委員会審議対象事業の修正評価書の確認について

河川課及び道路建設課から、修正箇所を説明。

特に意見無し

[結論] 了承する。

3 対象事業の審議

【事前評価の審議】

(1) 下水道事業

① 下水道事業の費用対効果の算出方法について

下水道課から説明。

特に意見なし。

② 下水道事業（都道府県代行事業）田口処理区の審議

下水道課から説明。

[委員] 用地補償がうまく進まず、事業が伸びて再評価という事例があるが、地元説明で概ね了解とのことだが、用地交渉は問題ないか。

[県] 管渠は既存の道路に埋設するので、用地買収はない。処理場用地の買収があるが、地権者の了解は得ている。

[委員] 整備の目標として、生活環境の改善と公共用水域の水質保全があるが、事後評価の評価内容が水質保全だけとなっているが、なぜか。

[県] 下水道整備をすることにより、下水道の目標である公衆衛生の向上につながり、生活環境が改善、公共用水域の水質保全が進む。その際の指標として、地区内を流れる鹿島川の水質変化により、下水道整備の効果を評価したいと考えている。

[委員] 事業内容が説明されなかったので、説明すること。

[県] 各家庭からの汚水を受ける管渠を町が施工し、集まってきた汚水を流

す幹線管渠及びそれを処理する処理場を県が施工する。補足資料2ページの赤書きの処理場と管渠を県が施工する。その費用は27.8億円で、整備期間は平成28年度から平成35年度を予定している。

[委員] 事業費は県と町の合計か。

[県] そのとおりである。

[委員] 汚水は一般家庭からの排水だけを処理するのか。

[県] 一般家庭以外の行政機関、事業所、工場の排水も含まれる。

[委員] 田口地区は歴史的に見てもこの地方の中心地域であり、過疎地域ではあるが、産業を集約化、コンパクトシティが進められた場合、処理能力が足りなくなるのではないか。

[県] 計画処理人口は、行政人口の減少を加味し、現況人口1300人以上に対して、昼間人口800人を考慮し計画人口1000人としているが、田口地区は北設楽郡の中心地のため、昼間人口として他地区からの流入人口の分を見込んでいる。また、下水道施設を建設する際には、日最大汚水量や時間最大汚水量を基に管渠や処理場を設計しており、多少の汚水量の変動に処理能力は対応できると考えている。

[委員] 一人あたりの使用量は家族で使えば今の水量で問題ないと思うが、今後一人世帯になった場合、一人あたりの使用量が増えるが、処理能力は問題ないのか。

[県] 一般論として一人あたり230～250ℓ/日である。それに対して、今回の場合、昼間人口の使用量を含んだ上で、690m³/日としており、処理能力に余裕はあると考えている。また、節水意識はさらに進むと考えている。

[委員] 雨水は入るのか。

[県] 分流式であり、雨水は入らない。

[結論] 田口処理区について、対応方針（案）を了承する。

【再評価の審議】

(2) 港湾事業

① 港湾環境整備事業の費用対効果の算出方法について

港湾課から説明。

特に意見なし。

② 港湾環境整備事業 衣浦港（東浦地区、高浜地区）、三河港（御津地区）の審議

港湾課から説明。

[委員] 対象地区の状況について、観光レクリエーション利用者統計のグラフをどのように読めばいいか。知多運動公園の推移を見ると減っている様に見て取れるがどうか。

[県] 知多・衣浦地域において統計を取っている公園・緑地の利用者数の総計を示したもので、このグラフからは過去5年間で知多・衣浦周辺の住民の緑地利用者はほとんど変化がなく、緑地に対する需要に変化がないことを示している。

[委員] そうであれば、「知多・衣浦地域において公園、緑地の利用に対する需要・・・」では表現が正確ではなく誤解が生じる恐れがあるので、「知多・衣浦地域を含む周辺地域の住民の公園、緑地に対する需要・・・」と表現を改めること。

[県] ご指摘のとおり修正する。

[委員] 今後整備予定となっている芝生広場には、遊具等の設置は予定されているか。

[県] 設置の予定はない。先ほど説明したとおり、「港湾関係補助金等交付規則実施要領」の改訂により遊具等の設置は補助の対象から外れており、それに伴い整備計画を見直した。

[委員] 多目的広場は、大きい広場が大人用サッカーコート1面分、小さい広場が子供用サッカーコート1面分であり、子供用のサッカーであれば3面確保できる面積があり、66人の利用者が同時に利用することが想定される。それに対して、駐車場は55台となっている。また、芝生広場

の配置が多目的広場の奥にあり、駐車場から200mも離れているが、遊具等の設置もない芝生広場が利用される見込みはあるのか。また、ここを整備する目的は何か。

[県] 多目的広場奥の芝生広場については、多目的広場の利用者が昼食を取るスペースとして、またサッカー等多目的広場を利用する家族や小さい子供連れの方が利用するスペースとして考えている。

[委員] 東浦・高浜の両緑地について、完成後は誰が管理するのか。

[県] 緑地の管理は港務所で行っており、東浦・高浜緑地については衣浦港務所が管理を行う。

[委員] 今回の緑地は、伊勢湾台風後に整備された堤防の外側にあるが、緑地利用者の防災対策は考えているか。御津緑地は、避難用高台の整備のため事業が遅れているとの説明であったが、衣浦港の緑地は避難用高台等の整備がないため、事業の進捗がそれほど遅れていないということか。

[県] 別途、港湾BCPの策定に向けた取組の中で、それぞれの港湾施設から避難するのにどれくらいの時間がかかるかを計算している。御津緑地については、緑地面積が48haと非常に広く、特に御津2区において、避難経路が橋しかないということもあり、避難が間に合わないという結果が出ており、避難用高台の整備を行っている。東浦・高浜緑地の場合、緑地規模はそれほど大きくなく、また衣浦港では、地震発生後90分ぐらいで津波の襲来が想定され、衣浦港では地震等により堤防の沈下がなければ、安全に避難が可能だと判断している。

[結論] 衣浦港（東浦地区、高浜地区）については、調書の修正を行うことを条件に対応方針（案）について了承する。

三河港（御津地区）については、対応方針（案）について了承する。

③廃棄物海面処分場整備事業の費用対効果の算出方法について

港湾課から説明。

特に意見なし。

④廃棄物海面処分場整備事業 衣浦港（2号地地区）の審議

港湾課から説明。

[委員] 一般廃棄物、産業廃棄物の代替地はどこを想定しているか。

[県] 基本的には受入対象の区域外における処分場を選定している。今回は一般廃棄物においては豊田市にある豊田加茂環境整備公社、産業廃棄物処分場は、処分場の規模が大小様々であるが、今回は東浦町と刈谷市にある産業廃棄物処分場を選定している。

[委員] 費用対効果分析における参考図書として、「港湾投資の評価に関する解説書 2011」とあるが、「港湾整備事業の費用対策効果分析マニュアル」との違いは何か。

[県] 内容は同じである。

[委員] 今後、マニュアルの表記は統一すること。

[結論] 衣浦港（2号地地区）について、対応方針（案）を了承する。

(3)漁港漁場事業

①漁港環境整備事業の費用対効果の算出方法について

港湾課から説明。

特に意見なし。

②漁港環境整備事業 豊浜漁港の審議

港湾課から説明。

[委員] 試験植栽について、どのような樹種が選定されたのか。

[県] 試験植栽の18種のうち、最終的に生存率の高い6種を選定した。具体的にはシャリンバイ、トベラなど低木を多く選定している。

[委員] 試験植栽について、何故前々から試験を行わず、平成24年度に実施したのか。

[県] 当該地区には他に試験を行う場所がないため、造成工が完了した平成24年度の末から試験植栽を実施した。試験植栽を行った18種は南知多町の沿岸部に見られる樹種を調査し選定したが、風向き等でも植生状態は変化することから、もともと1年間は試験植栽を行う予定であった。

[委員] 釣棧橋が完了した平成17年から来訪者が増えたことがわかるデータ等はないのか。

[県] 釣棧橋を利用する人だけを集計したものはない。ただ、釣棧橋は大いに賑わっており、利用者に出身等の聞き取りをした結果では、南知多町以外に名古屋や岐阜など遠くからも訪れていることから、釣棧橋の整備により、豊浜漁港への来訪客数は増えていると判断している。

[委員] 試験植栽について、台風などの被害にたまたま遭ってないということはないか。

[県] 1年後はご指摘のとおり、たまたま台風を免れたという懸念もあったが、試験2年目で再度台風期を経験したことにより、台風等にも強い植栽が選定されたと判断している。なお、今年も南知多町に大きな台風が直撃したが、特に植生の状態に変化がないことを確認している。

[委員] 森林保全課等も同様な植栽工を実施していると思うので、事前に情報交換を行うようにしたほうが良い。

[県] 当該箇所は知多半島先端にあり、漁港は南向きに面していることから、風浪が厳しい箇所であるため、場所ごとに条件が異なるが、今後は他の部署とも情報交換を密にして事業の参考にしたい。

[委員] 評価調書の2ページ目で、今後の阻害要因がないとのことだが、判定は「B」となっており、整合していないのは何故か。

[県] 試験植栽の実施により、阻害要因は解消されたが、自然を相手にする事業であり、今後植生状態に変化が生じることも懸念されるため、判定は過小評価の「B」とした。

[委員] 対外的に示す資料であるため、表現は正確にしなければならない。

[県] 文章を追加し、判定と整合を図るように修正する。

[委員] 先ほど審議した港湾事業の各地区においても同様の記述があるため、確認すること。

[県] 確認した上、必要があれば修正する。

[委員] 評価調書の2ページ目の「事業の進捗率」について、事業費だと61%だが、面積ではたったの6%となっており、緑地の進捗がどうなっているのか、表から読み取れない。

[県] 面積については、緑地のうち、供用している休憩スペースや通路部分のみを実績とし、植生部分はカウントしていない。そのため、今後植生を実施することによって、進捗が図られるということになる。

[委員] 表現不足で誤解しやすいため、修正すること。

[県] 修正する。

[結論] 豊浜漁港について、調書の修正を行うことを条件に対応方針(案)について了承する。

以上